

羽津地区まちづくり検討委員会規約

(目的)

第1条 「四日市市都市計画まちづくり条例」に基づき、羽津地区の将来像を住民みんなで考え、将来像実現のための方針を住民みんなで推進していくために、まちづくり構想の提案、調査研究、情報発信を行う。

(名称)

第2条 名称は、「羽津地区まちづくり検討委員会」(以下、「委員会」という。)とする。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり構想の作成・提案
- (2) 住民の意見集約
- (3) まちづくりに関する調査・研究
- (4) 会報の発行など住民への情報発信
- (5) その他目的達成に必要な事業

(委員)

第4条 委員会は、委員会の趣旨に賛同する下記の委員で構成する。

- (1) 羽津地区に居住し、まちづくりに対する関心を有する一般公募による者
- (2) 地域活動を推進する羽津地区内の団体の代表者
- (3) 羽津地区内に居住する各種委員等
- (4) 委員会が特に認めた者

(役員)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名、会計1名、書記若干名の役員を置く。

- 2 役員は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時又は会長が欠けた時にはその職務を代行する。
- 6 会計は、委員会の経理を処理する。
- 7 書記は、委員会の記録を作成・管理する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として月1回開催するほか、会長が必要と認めた時に随時開催することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、羽津地区市民センターに置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年 2月 17日から施行する。